

平成 23 年 3 月 30 日

東北地方太平洋沖地震による検定試験及び講習会の開催日変更に伴う措置

公益社団法人 日本鉄筋継手協会
要員認証管理委員会

<主 旨>

平成 23 年 3 月 11 日（金）14:46 に発生した東北地方太平洋沖地震により、東北地方・関東地方を中心として地震と大津波による未曾有の大震災が生じた。また、これに伴う福島第 1 原発の事故により、東日本に社会的混乱が生じ、国家的危機の状況にある。

本協会では、今回の地震の影響により、開催が困難と判断した予定の検定試験及び講習会の開催を延期又は中止した。そのために受験又は受講できなかった受験者又は受講者を保護する観点から、資格の有効期限、中間審査期間及び追試験受験期間を、検定試験又は講習会開催予定日から振替開催日又は同地区での次回開催日までの日数分を延長する措置を設ける。

<措置の詳細>

1. 対象者

次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 平成 22 年度第 18 回（3/12）鉄筋継手部検査技術者技量検定試験及び熱間押抜検査技術者技量検定試験（つくば地区）の受験申請をしていた有資格者及び追試験受験者
- (2) 平成 22 年度第 19 回（3/26）鉄筋継手部検査技術者技量検定試験及び熱間押抜検査技術者技量検定試験（札幌地区）の受験申請をしていた有資格者及び追試験受験者
- (3) 平成 22 年度第 2 回随時（3/27）ガス圧接技術講習会（名古屋地区）の受講申請をしていた有資格者
- (4) 平成 23 年度第 4 回（5/15）ガス圧接技量検定試験（手動・自動・熱間押抜・天然ガス・高分子天然ガス）（仙台地区）の受験を予定していた有資格者及び追試験受験者

2. 救済措置

- (1) 1. 対象者（1）に該当する者は、資格の有効期限又は追試験受験期間を、検定試験開催予定日（3/12）から振替開催日（4/10）までの日数である 29 日延長できる。ただし、この適用を受けて更新した場合は、その認証の有効期限は、延長前の有効期限から起算した 3 年とする。
- (2) 1. 対象者（2）に該当する者は、資格の有効期限又は追試験受験期間を、検定試験開催予定日（3/26）から振替開催日（5/14）までの日数である 49 日延長できる。ただし、この適用を受けて更新した場合は、その認証の有効期限は、延長前の有効期限から起算した 3 年とする。
- (3) 1. 対象者（3）に該当する者は、中間審査期間を講習会開催予定日（3/27）から振替開催日（5/14）までの日数である 48 日延長できる。
- (4) 1. 対象者（4）に該当する者は、資格の有効期限又は追試験受験期間を、検定試験開催予定日（5/15）から同地区の次回開催日（11/13）までの日数である 182 日延長

できる。ただし、この適用を受けて更新した場合は、その認証の有効期限は、延長前の有効期限から起算した3年とする。

3. 申請手続き

- (1) 該当する技量資格者本人が協会の所定の書式（東北地方太平洋沖地震による検定試験及び講習会の開催日変更に伴う措置 申請書）により、有効期限延長申請を行う。
- (2) 要員認証管理委員会は、その内容を確認し、有効期限の延長を承認する。
- (3) 有効期限の延長された適格性証明書の発行は無料とする。
- (4) 申請は、4月1日より随時受け付ける。

以上